

大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、2020年の大河ドラマが明智光秀を主人公にした「麒麟がくる」に決定したことを受け、登場人物にゆかりのある地域の認知度向上と誘客促進を目的として作成した、大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(ロゴマークの権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会（以下「協議会」という。）に帰属する。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、協議会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略して使用することができる。

- (1) 協議会を構成する機関・団体において使用するとき。
- (2) 報道機関が報道のために使用するとき。
- (3) その他会長が適当と認めるとき。

(使用の承認)

第5条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、ロゴマークの使用の承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の承認の決定に当たって、必要な条件を付することができる。

3 会長は、次の各号いずれかに該当するときは、使用の承認をしない。

- (1) 第1条に規定するロゴマークの作成の目的に寄与しないと認められるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。

- (3) 特定の政治、宗教、思想等の活動に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者が使用するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長がロゴマークの使用が適当でないとき。

（使用上の遵守事項）

第6条 ロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的及び使用対象物件のみに使用すること。
- (2) ロゴマークのデザインの改変等を行わないこと。
- (3) ロゴマークを独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。
- (4) 承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

（成果品）

第7条 使用者は、ロゴマークを使用した対象物件が完成したときは、速やかに実績報告書（様式第3号）に当該完成した物件（以下「成果品」という。）を添えて、協議会に提出しなければならない。この場合において、成果品の提出によりがたいときは、見本又は写真の提出をもって代えることができる。

（承認の取消し等）

第8条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 承認を受けた内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (3) この規程の規定に違反し、又は協議会の指示に従わなかったとき。

2 会長は、ロゴマークの使用の承認を取り消した者に対し、対象物件の回収その他必要な措置を請求することができる。

3 協議会は、ロゴマークの使用の承認を取り消したことにより当該取り消した者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

（報告等）

第9条 会長は、必要に応じて使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(損失補償等の責任)

第10条 協議会は、ロゴマークの使用に関して生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、その作成した物件について苦情、損失補償等の問題が生じたときは、自らの責任において誠実にこれに対処しなければならない。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(事務)

第11条 ロゴマークの使用に関する事務は、協議会の事務局が行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年12月4日から施行する。

別図（第2条関係）

大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会ロゴマーク



モノクロ



カラー

年 月 日

大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会会長 様

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名） ㊟

大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会ロゴマーク使用承認申請書

大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会ロゴマークを使用したいので、大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会ロゴマーク使用規程を熟読のうえ、下記のとおり申請します。

記

使用目的	
使用対象物品等 ※1 ロゴマーク等を使用する物品（商品等）の名称、使用箇所、規格数量等を記入 ※2 販売物品の場合、販売価格（税込み）、製造予定数、販売場所、販売先等を記入	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
特記事項	
連絡先	担当者名： 電話番号： FAX： E-mail：

添付書類

- (1) 使用する物品等の写真
- (2) その他 ()

年 月 日

様

大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会会長

大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会ロゴマーク使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大河ドラマ「麒麟がくる」ロゴマークの使用を承認しましたので通知します。

記

承認番号	大河ドラマ「麒麟がくる」ロゴマーク 使用承認第 号
使用内容	
使用期間	
使用上の 遵守事項	(1)承認された使用目的及び使用対象物件のみに使用すること。 (2)ロゴマークのデザインの改変等を行わないこと。 (3)ロゴマークを独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。 (4)承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会会長 様

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名） ⑩

実績報告書

年 月 日付で承認のあった大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会ロゴマークの使用について、下記のとおり実施報告します。

記

承認番号	
使用実績 (実施状況)	

※成果品写真を添付してください。